

令和8年公布 社会福祉法等の一部を改正する法律のポイント

関連法の改正概要と実務への影響



改正の全体像：地域共生社会に向けた4つの柱



【テーマ1】 人材確保・質の向上

介護支援専門員の法定更新制廃止、
新たな研修体制への移行など。



【テーマ2】 地域福祉・災害対応

災害時福祉業務従事者の登録・
派遣、小規模市町村での重層的
支援体制の強化。



【テーマ3】 地域の実情に応じた体制

人口減少地域（特定地域）における
サービス基準の柔軟化と特例支
給。



【テーマ4】 居住の安定・権利擁護

有料老人ホームの登録制度創設、
身寄りのない方への支援拡充。

【テーマ1：人材確保】介護支援専門員（ケアマネジャー）の研修体制見直し

これまで



- 有効期間あり
- 資格維持のための更新研修が必須

これから



都道府県



庁舎

- 有効期間・更新制の廃止
- 都道府県知事が行う新たな「資質向上研修」を受講

事業所（開設者）は、所属する介護支援専門員に対し、新たな研修の受講機会を確保する措置をとることが義務化されます。

【テーマ2：災害対応】災害時福祉業務従事者の登録・派遣制度

1. 研修・登録



保育士、社会福祉士、
介護支援専門員等が
国の研修を修了し、
「災害時福祉業務従事
者」として登録。

2. 派遣要請



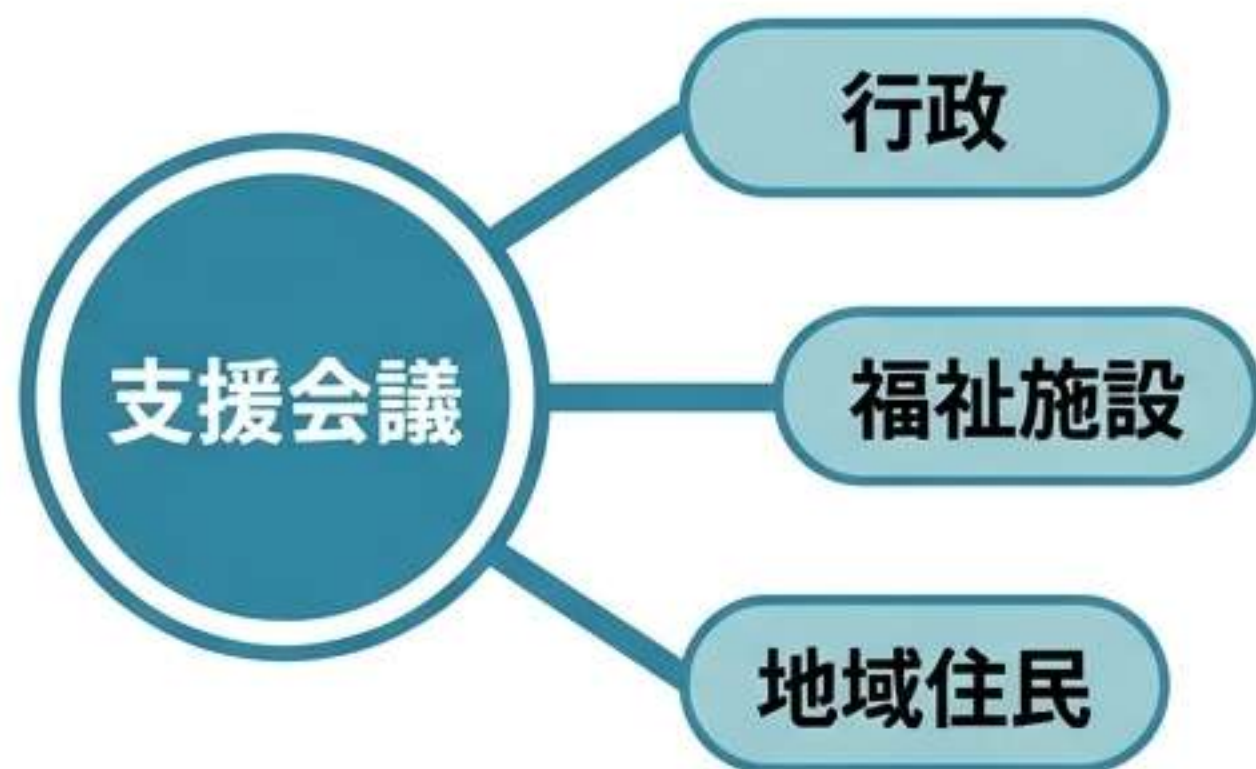
災害発生時、都道府
県知事が必要に応じて
登録者に対し、被災
地への派遣を要請。

3. 現地支援

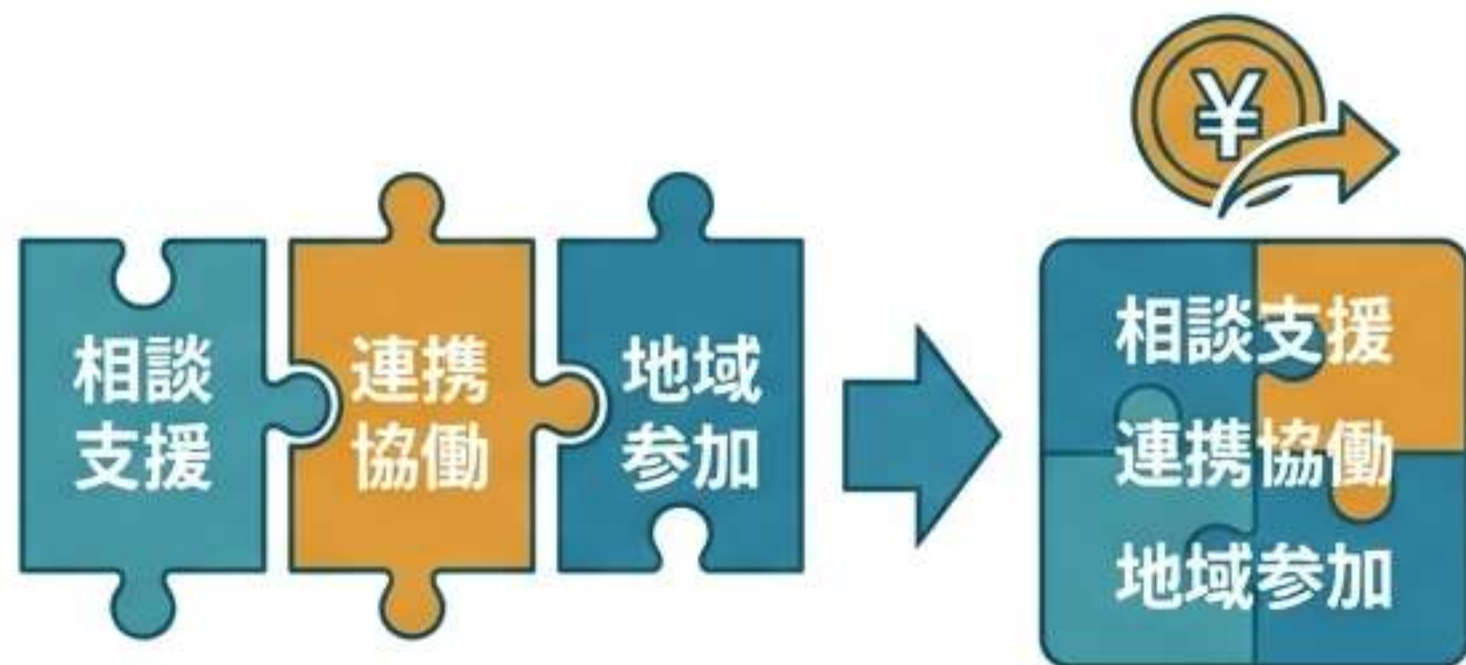


被災地にて迅速に福
祉サービスを提供。

【テーマ2：地域福祉】 支援会議の創設と小規模市町村の特例



既存の法律で対応しきれない複雑な課題（制度の狭間）に対し、関係機関が情報共有と支援体制を検討する「支援会議」を市町村が組織可能に。



人口減少等で体制確保が困難な小規模市町村において、複数事業を一体的に実施できる「小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業」を創設（国・都道府県が交付金で支援）。

【テーマ3：地域の実情】 特定地域におけるサービス基準の柔軟化

全国一律の基準



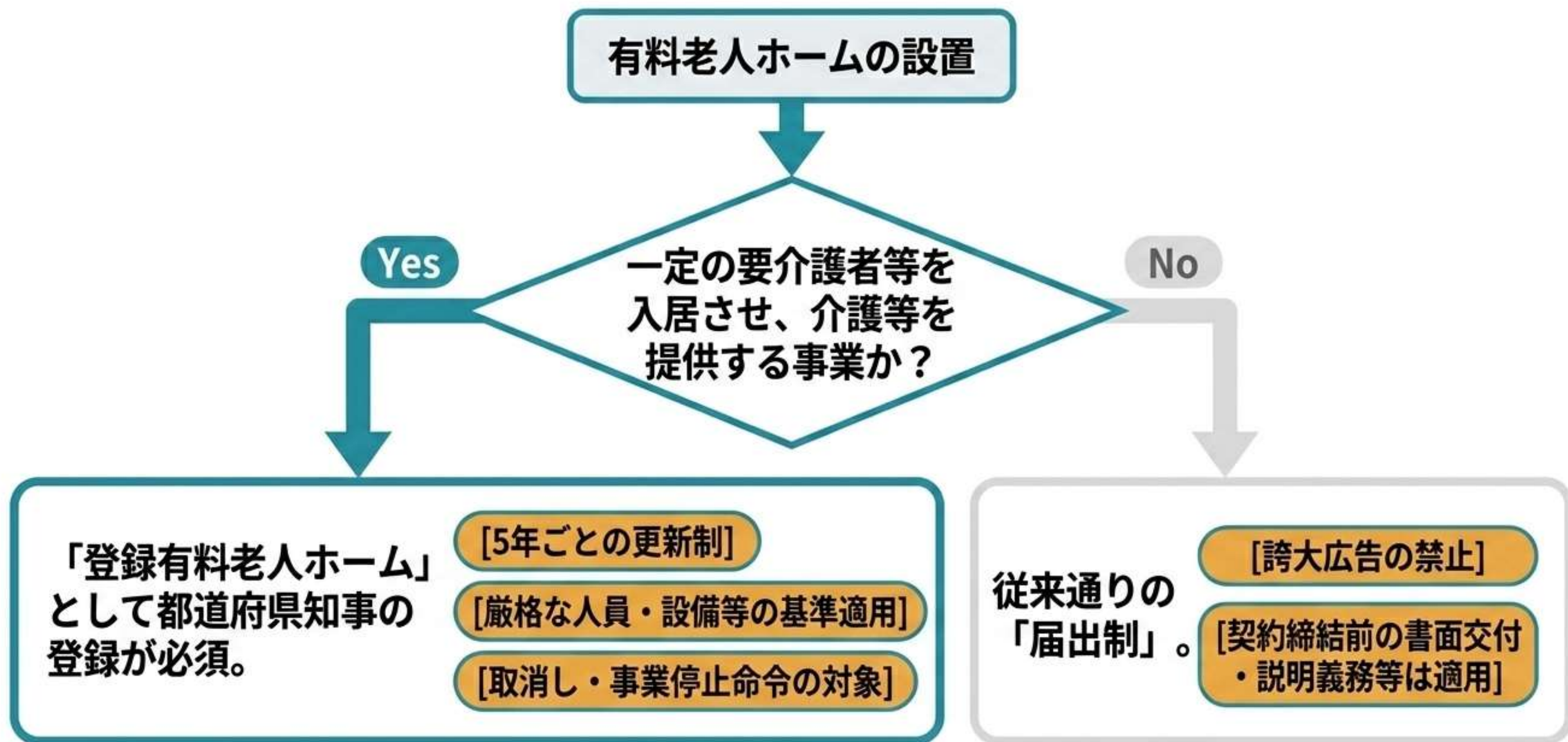
人口減少地域では事業存続や新規参入の壁となっていた。

特定地域の特例

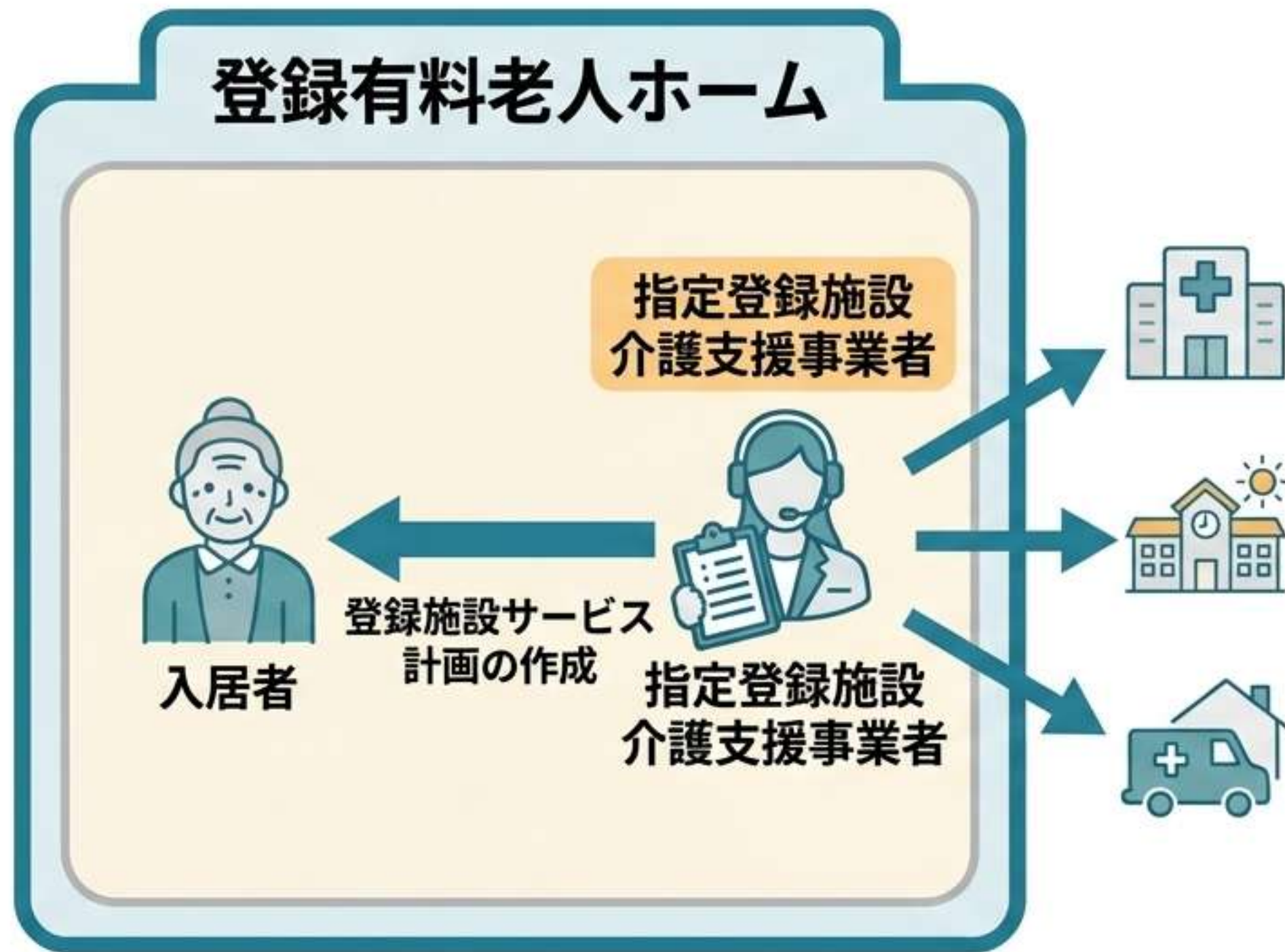


- ・基準の緩和: 対象となる「特定地域」では、都道府県条例により柔軟な基準（人員・設備等）を設定可能。
- ・特例給付の創設: 条例基準を満たす事業所のサービスに対し、市町村が「特例居宅介護サービス費」（基準額の90%等）を支給可能に。

【テーマ4：居住の安定】 有料老人ホームの「登録制度」創設



【テーマ4：居住の安定】 「登録施設介護支援」の創設



- 登録有料老人ホームの入居者に向けた新たなケアマネジメント類型が創設されます。
- 入居者の希望や施設側の事情を勘案し、外部の指定居宅サービス等を適切に利用するための計画を作成。
- これにより「登録施設介護サービス計画費」の支給対象となります（要支援者向けの予防給付も同様に創設）。

【テーマ4：権利擁護】 成年後見制度の促進と生活困窮者支援



成年後見制度の適切な利用支援

市町村に「地域権利擁護相談支援センター」を設置可能に。

高齢者や障害者の権利擁護に関する中核機関として、相談対応や関係機関・民間団体との連絡調整を担います。



生活困窮者の居住支援拡充

居住支援事業の対象者を拡大。

精神上的理由や「近隣に家族がない（身寄りのない）こと」により日常生活に支障がある方、および特定被保護者を新たに支援対象へ追加。

その他の重要な見直し事項



福祉用具販売の特例（基準額の設定）

特定福祉用具購入費について、平均的な費用を勘案して厚生労働大臣が定める基準（基準額の90%等）による算定方式に見直されます。



「准介護福祉士」資格の廃止

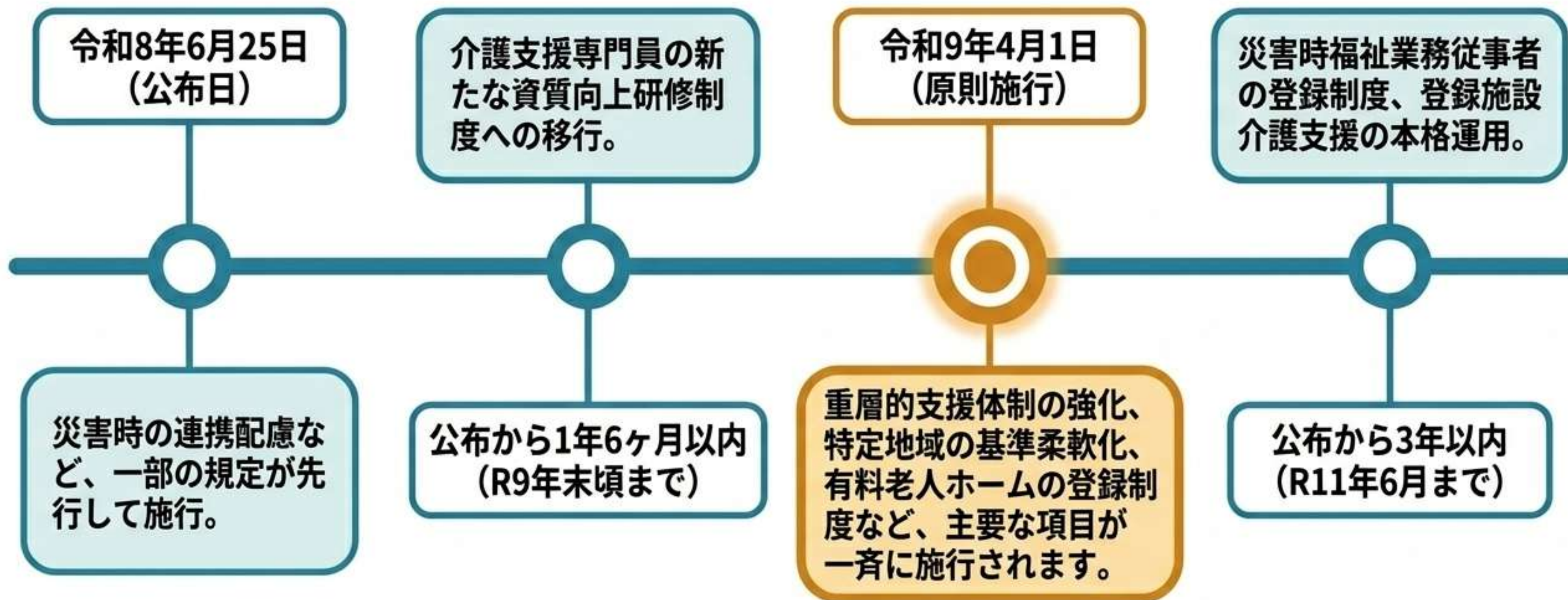
社会福祉士及び介護福祉士法の改正により、要件を満たしていない者に暫定的に付与されていた准資格が廃止されます。



各種計画における「生産性向上」の推進

市町村・都道府県の介護保険事業計画や障害福祉計画において、業務効率化や人材確保などの「生産性向上」に関する目標設定と施策の記載が拡充されます。

施行スケジュール（ロードマップ）



有料老人ホームの登録対応や新たな体制整備など、準備期間を要する制度については、早めの情報収集と対応策の検討が推奨されます。